

法的措置に関する検討事項(案)

公的支援見直し強化策

平成25年11月に制度を公表
平成26年度～ 審査を開始
平成27年度～ 補助金に反映

※平成27年度 最低額50%
平成28年度 最低額 0%

客観的指標を活用

適格認定の厳格化

平成26年度中、関係省令を改正
平成27年度中 各機関で評価基準を改正。各大学へ周知
平成28年度～ 3巡目の評価実施

不適格の判定の場合

国による調査

(連携法第5条第5項)
(学校教育法第15条第4項)

法令違反の場合

法的措置

(学校教育法第15条第1項～第3項)

- 下記の客観的指標を活用
 - ・ 入学者選抜における競争倍率 (目安:2倍未満)
 - ・ 入学定員充足率(目安:50%未満)
 - ・ 入学者数(目安:10名未満)
 - ・ 司法試験合格率 (目安:全国平均の半分未満)
- 以下の項目を重点的に評価し、適格・不適格を総合判定
 - ・ 「入学者の質の保証」
 - ・ 「入学定員の適正な管理」
 - ・ 「教育活動の実施状況及びその成果」

○ 設置基準等に照らし教育状況(認証評価で指摘された各項目)を調査

※ 法務大臣は、文部科学大臣に必要な措置を要求できる。(連携法第6条第3項)

○ 直ちに是正を促しても改善が図られない場合、段階的に法的措置(学校教育法第15条)

- ※ 実際に法的措置を実施するかどうかの判断は、文科省の裁量事項。また、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(学校教育法第95条)。
- ※ 法務大臣は、文部科学大臣に必要な措置を要求できる。(連携法第6条第3項)

改善勧告



変更命令



組織廃止命令

【問題意識】

○ 学校教育法第15条

「文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に関し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。」

→ 厳格な認証評価で不適格の判定が出ても、その後の行政機関の手續に繋がらなければ実効性がないのではないか。

【検討事項】 → (別紙参照)

- 客観的指標に課題があり不適格の判定が出た法科大学院について、現行の設置基準等の規定により法令違反となる場合があるのか。
- 例えば、司法試験の合格状況など成果が上がらない法科大学院には、どの規定が適用されるか。

必要な手続

法的措置の手続の流れ

